

所管部課	総務部 文書課		部長	矢吹 勇一	
件名	押印を求める手続の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	市長部局各課			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年度において実施した押印を求める手続の見直しの結果を受け、関係要綱を一括で改正するため、押印を求める手続の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱を制定するものである。</p> <p>(1) 一括改正する要綱 別紙一覧表のとおり。</p> <p>(2) 主な改正内容 各要綱の様式に規定する「㊟」、決裁欄を削る等の改正を行う。</p> <p>(3) 施行日 市長決裁日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 押印見直し後の手続と例規の整合がより図られるとともに、事務の効率化及び行政サービスのデジタル化を推進しやすい環境の整備を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>(1) 全庁において、押印を求める手続の見直しを実施 (令和4年度)</p> <p>(2) 文書課法規係において、関係例規、様式等の洗出しを実施 (令和5年4月から10月まで)</p> <p>(3) 関係例規の改正に係る審査依頼書、チェックリスト等の提出を全庁へ依頼 (令和5年1月2日)</p> <p>※文書課審査済み</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議審議後、速やかに制定手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。

押印を求める手続の見直しに伴う関係要綱の整理に関する要綱により改正する要綱一覧

第1条	東大和市住宅増改築等工事あつせん要綱
第2条	東大和市後援名義使用承認事務取扱要綱
第3条	東大和市一般放送運営要綱
第4条	東大和市災害対策本部運営要綱
第5条	東大和市家族介護慰労金支給事業実施要綱